

スキー学校認定規程改正に伴い送付させていただきます。

23 一般財団法人東京都スキー連盟スキー学校認定規程

(根拠)

第1条 一般財団法人スキー連盟（以下「本連盟」という。）定款第4条に基づき、この規程を定める。

(適用範囲)

第2条 本連盟の加盟団体または東京都に所在する団体等が、SAJの公認資格者を教師として開催するスキー学校、スキー教室等のうち、SAJ公認スキー学校等設置規程第4条第1項第1号及び第2号に該当しないものは、この基準の定めるところにより本連盟の認定を受けなければならない。

2 認定校は、SAJ公認スキーバジジテスト規程第12条に基づく級別テスト、第21条ジュニア・テスト及び公認スノーボードバジジテスト規程第2条に基づく級別テストを行うことができる。

(認定の条件)

第3条 前条により本連盟が認定するスキー学校、スキー教室等は、次に掲げる条件を満たすものでなければならない。

一 教師は、スキー及びスノーボードの指導員及び準指導員であること

二 1名の教師の指導する受講者の数は、15名以下であること

三 主催団体以外の団体に教師を依頼する場合は、当該教師が所属する団体の承認が得られていること

四 スキー傷害防止に対する配慮と対策がなされていること

(認定申請)

第4条 認定を受けるための申請手続き等は、本連盟が定める「スキー学校認定要項」によるものとする。

2. 前項の申請は、スキー学校又はスキー教室を開催するごとにしなければならない。

(認定料)

第5条 加盟団体は認定校を1回（7日間以内とする。）開催するごとに参加予定人数に応じて、次に掲げる認定料を本連盟に納入しなければならない。ただし、本連盟加盟団体及び学校教育関係又は社会教育関係団体が開催する場合は、この限りでない。

一 50名以内 5,000円

二 51名以上100名以内 10,000円

三 101名以上) 15,000円

(認定の取消し)

第6条 本連盟は、認定校が、SAJ又は本連盟の方針若しくは本規程に違反したとき並びに地域社会等においてトラブルを招いたときは、理事会の議決を経て、認定を取消すことができる。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、理事会の決議による

附 則

この規程は、1973年（昭和48年）10月1日から施行する。

附 則

この規程は、1984年（昭和59年）9月2日から施行する。

附 則（2012年（平成24年）8月1日理事会決議）

この規則は、2012年（平成24年）8月1日から施行する。

附 則（2020年（令和2年）7月8日理事会決議）

この規則は、2020年（令和2年）7月8日から施行する。